

仕事のために魚津市に転入して賃貸住宅に入居した40歳未満の方に、入居費や家賃を助成します！



魚津市若年移住者賃貸住宅助成金のご案内

平成29年4月現在 魚津市役所商工観光課

①②の条件を両方とも満たす方が対象です。

①就職、転勤、開業、通勤利便化目的など、富山県内で仕事をはじめるとして、 続けるために魚津市内に転入（住民登録）された40歳未満の方。

- ・就職内定者や開業予定者など、転入後1年以内に仕事をする事が確定している方も対象です。
- ・新卒学生のみ、魚津市に住民登録したまま市外の学校等を卒業後、Uターン就職する場合も対象です。
- ・魚津市の住民基本台帳に外国人住民として登録された外国籍の方も対象です。

②市内の賃貸住宅について、1年を超える期間の契約をされた、契約者本人。

- ・申請者本人の費用負担があれば、社宅や社員寮に入居する場合も対象です。
ただし、1年を超える期間または期限を定めない雇用契約をしていることが必要です。
- ・夫婦で同居される場合等は、契約者が①の条件を満たしていれば対象です。
- ・魚津市役所の職員、市営住宅・特定公共賃貸住宅・雇用促進住宅に入居される方は対象外です。

種別	入居費用助成	家賃等助成
対象 経費	敷金、礼金、仲介手数料（鍵交換料、 住宅クリーニング料、契約一時金等も可） ※保険料、保証料、駐車場契約手数料、 電話加入権、引越費用等は対象外です。	家賃、駐車場の使用料 ※共益費、町内会費等は対象外です。
助成額	対象経費の 3分の1 （千円未満切捨て）	
上限額	【市内勤務者】 12万円 【市外勤務者】 8万円	【市内勤務者】月額 1万5千円 【市外勤務者】月額 1万円 (いずれも入居日から最長36か月)
申請 期限	入居日から 6か月以内	居住年の 翌年2月末日まで 、1～12月分を まとめて申請してください。※1度助成を申請した方 には、家賃申請時期の前（12月頃）にご案内します。

提出書類

- ①申請書、請求書（魚津市ホームページからダウンロードできます）
- ②賃貸借契約書（社宅等の場合は、1年を超える期間または期限を定めない雇用契約を示す雇用契約書）
- ③経費の内訳がわかる書類（内訳が明記された請求書、入居費用案内状等）
- ④経費を支払ったことがわかる書類（領収書、振込払控え、カード払い明細引落しが記帳された通帳等）

※②～④はモノクロコピーで結構です。

※新規開業者は「開業届または営業証明」、住民票の異動がない新卒学生は「卒業証明書」が必要です。

※申請者がこの助成金以外の住居手当等を受けている場合は、その金額を差し引いた額を対象経費とします。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

Q 1. 市内で開業するため住居兼事業所として借家を借りようと思うのですが、対象になりますか？

A 2. 住居として利用する部分のみ助成対象とします。※新規開業者向けの貸店舗・事務所等への補助制度もございます。

Q 2. 家賃等助成は、いつ申請すれば良いですか？

A 2. (例) H29年4月から入居(助成期間はH 32年3月分まで)の場合

H 29年4月分～H 29年12月分 → H 30年2月末日まで

H 30年1月分～H 30年12月分 → H 31年2月末日まで

H 31年1月分～H31年12月分 → H 32年2月末日まで

H 32年1月分～H 32年3月分 → H 33年2月末日まで に申請してください。

※最後の年は、対象となる最後の家賃を支払い次第、すぐに申請いただけます。

Q 3. 賃貸住宅に月の途中から入居し、初回の家賃を日割りで支払った場合は？

A 3. (例) H 29年4月21日から入居し、4月家賃は月額額の3分の1を支払った場合

H 29年4月21日～H 29年12月 → 3分の1か月 + 8か月分

H 30年1月 ～H 30年12月 → 12か月分

H 31年1月 ～H 31年12月 → 12か月分

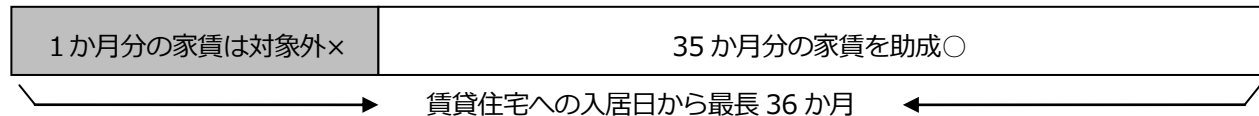
H 32年1月 ～H 32年4月20日 → 3か月 + 3分の2か月分 を対象とします。

※転入届は、転入の日から14日以内に魚津市役所市民課に届け出てください。

Q 4. 賃貸住宅への入居日と魚津市への住民登録日が違う場合は？

A 4. 両方の条件を満たす日が属する月のみ、家賃の助成対象期間とします。

(例) 平成29年3月1日に入居、平成29年4月1日に住民登録した場合



Q 5. 申請時に38歳で、家賃等助成の対象期間中に40歳に到達する場合は？

A 5. 満40歳に達した日が属する月までを助成対象期間とします。

Q 6. 助成期間中に市外に転出した場合は？

A 6. ① 入居後1年以内に市外に転出した場合：入居費用助成・家賃等助成ともに助成が取り消されます。

既に助成金を受けとっている場合、返納を求めることとなりますのでご注意ください。

②入居後1年を超えた後、市外に転出した場合：入居費用助成は返還不要です。

家賃等助成は、市外転出する(した)日が属する月までの家賃を助成対象とします。

Q 7. 助成期間中に市内の別の賃貸住宅に転居した場合は？

A 7. 入居費用助成は転入時の1回のみが対象です。転居の場合は交付対象となりません。

家賃等助成は、当初の助成期間内(最長36か月)であれば、転居後の家賃等も助成対象とします。

Q 8. 「事業所証明」は、誰の証明が必要ですか？

A 8. 原則、お勤めの事業所の代表者ですが、店長・支所長・工場長等でも構いません。

※変更交付申請書をご提出ください。

Q 9. 経費を振込払いした控えを失くしてしまいました。

A 9. 不動産事業者等に領収書発行を依頼するか、「支払証明書」(市HPに様式があります)の記入を依頼してください。